

機能等証明書の作成について

- 1 機能等証明書は、納入しようとする納品物が入札仕様書に示す各項目を満たすことを証明するものです。
- 2 機能等証明書の作成に当たっては、各仕様項目について、入札仕様書を満たしているかの証明欄に○又は×を記入し、各項目の内容を確認できる資料等（製品等の仕様書、カタログ等に仕様条件に該当する部分にマーカー等で印をいれたもの）を必ず添付して下さい。
- 3 機能等証明書の提出期限は、令和3年1月13日（水）午後5時15分までです。提出された機能等証明書について、機能証明を満たさないもの、不備が認められたものは、受付をしない（郵送による提出の場合は、返送します。）場合がありますので、余裕をもって提出してください。